

平成 29 年度から平成 30 年度までの大熊町仮設灰保管施設設置工事 特記仕様書

第 1 章 総則

1 適用範囲

(1) 本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本特記仕様書及び除染等工事共通仕様書（第 10 版）（以下「共通仕様書」という）、を適用するものとする。

なお、契約書に添付されている図面、特記仕様書及び現場説明書に記載された事項は、共通仕様書に優先する。

(2) 受注者は、施工にあたって技術資料の内容及び技術提案の内容を遵守しなければならない。また、設計変更が生じた場合は、技術提案書について変更協議しなければならない。

(3) 図面、特記仕様書及び現場説明書の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

第 2 章 工事内容

2 目的

環境省は、大熊町等における津波による津波廃棄物、家の片付け等で排出される廃棄物、家屋解体廃棄物及び除染廃棄物に関し、仮設焼却施設、仮設灰保管施設及び管理棟等を整備し、処理を行っている。

上記の業務は、現在、鋭意履行中であるが、処理量が増大することが想定されたことなどから、環境省は、仮設灰保管施設 D 棟を設置し、仮設減容化施設から発生した焼却残さを貯留することとした。

このため、本工事は、業務の円滑な遂行に資するため、仮設灰保管施設 D 棟及び附帯する設備を設置することを目的としている。

3 工事目的物

施設名称：大熊町仮設灰保管施設（仮設灰保管施設 D 棟）
（附帯設備として排水構造物、敷地整正等を含む。）

設置場所：福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平地内
（添付資料 1 「位置図・平面図」 参照）

4 工期

契約締結日の翌日から平成 31 年 1 月 31 日まで

5 契約範囲

別添の数量総括表のとおり。

第3章 工事目的物の仕様

6 仮設灰保管施設D棟

仮設灰保管施設D棟は、焼却残さを適切に保管可能な構造とし、下記に示す数量の焼却残さを保管するために必要な面積を確保した、簡易構造建屋とすること。

建屋は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、部位に応じた耐久性・耐候性に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。

(1) 灰保管容量

フレキシブルコンテナ (1.1m(B) × 1.1m(L) × 1.0m(H)) 約 30,000 個 (6段積み)

1個当たりの質量 平均 1.5 トン

(2) 構造

1) 構造 [鉄構造] (鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造でも可。)

2) 屋根 [ガルバリウム鋼板整形パネル] (同等品でも可。)

3) 壁 [ガルバリウム鋼板整形パネル] (同等品でも可。)

4) 床 [コンクリート]

5) 建屋規模

棟数 [1] 棟

建築面積 [] m² (9,702m²以上とする。)

建築延床面積 [] m² (9,702m²以上とする。)

軒高 [] m (11.4m程度とする。)

幅 [] m (芯々) (63m程度とする。)

長さ [] m (芯々) (154m程度とする。)

6) 出入口扉 (保管物出入口)

数 [4] 箇所

型式 [電動式開閉装置付きシャッター (スイッチ式)]

開口幅 [] m (6.0m以上とする。)

高さ [] m (5.0m以上とする。)

材質 []

7) 出入口扉 (人用・非常口)

数 [8] 箇所

型式 [外開き丁番式]

開口幅 [] m (0.7m程度とする。)

高さ [] m (2.0m程度とする。)

材質 []

(3) 特記事項

1) 外部に通ずる部分に、鍵等の閉鎖のための設備を設けること。

2) 床はコンクリートとし、壁際に排水溝及び釜場を設け、建屋外部へ洗浄水等が流出しないようにすること。また、適正な排水勾配を付すこと。

3) 床高は周辺地盤面より 10cm 程度高くし、施設外からの表流水などの流入を防止すること。

4) 十分な積雪強度及び風圧強度を確保するとともに、10年以上使用可能な耐久性を有する構造とすること。

5) 耐風圧は 30m/s 以上。

6) 必要な照明器具を設置すること。

7) 構造物は、必要な強度を確保する一方で、経済性と将来撤去の際の負担軽減を図ること。

8) 壁際に排水溝及び釜場を設置すること。出入口部分についても排水溝を設けること。

9) 運搬車両等の通行の妨げにならない構造とすること。

7 天井走行クレーン

仮設灰保管施設D棟に、フレキシブルコンテナを移動するための施設として天井走行クレーンを設置すること。仕様は、下記のとおりとする。

- 1) 形 [天井走行クレーン方式]
- 2) 数量 [2] 基
- 3) 能力 (1基につき)
 - 吊上げ荷重 [2.8] t 以上
 - 走行距離 [] m (建物の長手方向を考慮し 150m 程度とする。)
 - 横行距離 [] m (建物の短手方向を考慮し 30m 程度とする。)
 - 揚程 [] m (8m 以上とする。)
 - 操作方式 [遠隔操作方式 (無線式)]
 - 玉外し装置 [遠隔操作式の (吊荷を離す装置) を設置する。]
 - 照明装置 [1] 箇所/クレーン1基

8 換気装置

仮設灰保管施設D棟に、換気装置を設置すること。仕様は、下記のとおりとする。

- 1) 型式 HEPA フィルタ付換気装置
- 2) 数量 [] 基
- 3) 換気回数 [0.3] 回/h
- 4) 主要項目 (1基につき)
 - 風量 [] m³/min
 - 風圧 [] Pa
 - 電動機 [] V× [] P× [] kW

9 電気設備等工事

仮設灰保管施設D棟に、電気設備等を設置すること。仕様は、下記のとおりとする。

- (1) 電気方式
 - 電気方式は3相3線200V(50Hz)及び1相3線100/200V(50Hz)とするので、受電に必要な設備を設置すること。
- (2) 照明・コンセント設備
 - 1) 照明は原則としてLED灯とし、必要なJISに基づく照明照度を確保すること。
 - 2) 低い位置に設置する照明は原則としてガード付とすること。
 - 3) 設置場所の状況に応じて防水その他に配慮すること。
 - 4) 非常灯、誘導灯は、充電式電池内蔵型とし、所轄消防署の指導に従って設置すること。
 - 5) 照明の配置にあたり、照度計算書を提出すること。
 - 6) 屋内に防滴型アース付コンセント(100V×2口)を4箇所設けること。
 - 7) 屋外にアース付防水型コンセント(100V×2口)を4箇所設けること。
- (3) 自動火災報知設備
 - 法令及び消防署の指導に基づく設備とし、必要な設備一切を設けるとともに極力誤動作を避けられること。また、必要な消火設備を設けること。
- (4) 避雷設備
 - 必要な位置に所定の避雷設備を設けること。

10 外構工事

- (1) 仮設灰保管施設D棟の周囲の整地を行うこと。
- (2) 仮設灰保管施設D棟の立地部は、地盤改良(安定処理工)を予定している。
- (3) 仮設灰保管施設D棟へ保管対象物を運搬するための進入路を設けること。進入路はアスファルト舗装とすることとし、構成は表層1層(5cm)、路盤15cm(再生クラッシュラン0～

40mm) とする。

11 設計業務

本工事のうち、建築工事については性能発注としているため、受注者は建築工事（機械設備、電気設備等の附帯設備を含む。）について工事施工開始前に設計業務を行い、設計内容について監督職員の承諾を得ること。また、土木外構工事については概数発注としているため、受注者は施工前に工事測量を行い、施工範囲等について監督職員と協議すること。

第4章 共通事項

12 用語の定義

本仕様書において、各条項に掲げる用語は、共通仕様書によるものとするが、次に規定するのは共通仕様書に追加又は優先させる。

- (1) 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
- (2) 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- (3) 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- (4) 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- (5) 「通知」とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- (6) 「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (7) 「工事検査」とは、検査職員が契約書第 31 条、第 37 条、第 38 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

13 施工計画書

(1) 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応

- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

(2) 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

(3) 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

14 主任技術者又は監理技術者の資格

(1) 本工事の主任技術者又は監理技術者は、以下に該当する者とする。

1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上のいずれかの資格を有するものであること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

(ア) 1級建築施工管理技士の資格を有する者。

(イ) 技術士(建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」とする者に限る。))の資格を有する者。

2) 配置予定の主任技術者等が、直接かつ恒常的な雇用関係(入札の締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。)にあること。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(2) 本工事の主任技術者又は監理技術者の配置にあつては、「監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日国土交通省総合政策局建設業課)」によらなければならない。

(3) 本工事の主任技術者又は監理技術者は、競争参加資格資料に記載した者を配置させるものとする。ただし、配置技術者を変更する場合は、発注者の承諾を得て、本工事の競争参加資格資料に定められた配置予定技術者にかかる全ての条件を満足し、かつ当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

15 委託監督員

(1) 本工事は、委託監督員を配置する工事である。

(2) 本工事を担当する担当技術者(委託現場技術員)については、監督職員から通知する。

16 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

17 技術者に対する措置

発注者または監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

18 下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下受注者が環境省の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止又は指名停止期間中でないこと。
- (3) 下受注者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

19 工事材料の品質及び検査（確認を含む。）

- (1) 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (2) 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- (3) 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。
- (4) 受注者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。
- (5) 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（又は確認）を受けなければならない。

- (6) 受注者が同等以上の品質を有するものとして海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。
- (7) JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書又は日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。

20 建築工事の使用材料

- (1) 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない新品とし、公共建築工事標準仕様書（建築・機械・電気）による日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工事規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用するとともに、機能・性能を十分に発揮できるよう常に適切な維持補修を行うこと。

なお、環境省担当官が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うこと。

- (2) 酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用しなければならない。
- (3) 使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ選定するとともに、必要に応じて互換性を持たせること。

21 段階確認

- (1) 受注者は、構造物等を設置する場合、一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において環境省担当官の指示を受けた場合は、事前に監督職員に確認し、設計図書に示された施工

段階において臨場等により出来形、品質、規格、数値等の確認（以下「段階確認」という。）を受けなければならない。

- (2) 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - 1) 受注者は、監督職員が指示する確認時期において、段階確認を受けなければならない。
 - 2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等。）を発注者の指定する様式に基づいて作成し、監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
 - 3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印し確認した箇所に係る書面を、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。
 - 4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- (3) 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

22 休日作業届

- (1) 作業日は月曜から土曜とし、作業時間は原則として8:00～18:00とする。
- (2) 日曜、祝祭日又は(1)に示した作業時間を延長して作業を行う場合は、事前に休日作業届を環境省担当官に提出し承諾を得ること。

23 工事完成検査

- (1) 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - 1) 設計図書（追加、変更指示を含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - 2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - 3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - 4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- (3) 発注者は、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- (4) 検査職員は、監督職員等及び受注者の臨場の上、工事の対象となる現場を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
 - 1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - 2) 工事の管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (5) 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行う。

24 既済部分検査等

- (1) 一般事項
受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
- (2) 部分払いの請求
受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、24(1)の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(3) 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- 1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- 2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

(4) 修補

受注者は、検査職員の指示による修補については、契約書第 31 条の第 6 項の規定に従うものとする。

(5) 適用規定

受注者は、監督職員による検査（確認を含む。）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料等の整備をするものとする。

(6) 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

(7) 中間前払金の請求

受注者は、契約書第 34 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあっては履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

25 部分使用

(1) 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

(2) 監督職員による検査

受注者は、発注者が契約書第 33 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。）を受けるものとする。

なお、土木工事にあっては、中間技術検査による検査（確認）でも良い。

26 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

(1) 受注者は、設計図書に従って工事の施工について監督職員の立会を受ける場合は、あらかじめ別に定める立会願を監督職員に提出しなければならない。

(2) 監督職員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ、工事現場に立ち入り、立会し、あわせて資料等の提出を請求できるものとする。その際、受注者はこれに協力しなければならない。

(3) 受注者は、監督職員による検査（確認を含む。）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料等の整備をするものとする。

(4) 監督職員による検査（確認を含む。）及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

(5) 受注者は、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第 17 条及び第 31 条に規定する義務を免れないものとする。

(6) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

27 施工管理

(1) 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

(2) 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。

これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- 1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- 2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- 3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- 4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

(4) 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

(5) 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

(6) 労働環境の改善

受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

(7) 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

(8) 記録及び関係書類

受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めこれにより施工管理を行い、また、写真管理基準を定めこれにより工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、施工管理、写真管理について監督職員から指示がある場合は、受注者は、これに従わなければならない。

28 官公庁等への手続き等

- (1) 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁等への手続き等は、共通仕様書に基づくものとする。
- (2) 受注者は、工事施工にあたり行うべき関係官公庁等への手続き等について、その内容において環境省が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力しなければならない。また、その作成経費は受注者が負担すること。

29 安全管理

- (1) 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- (2) 業務用地の土壌は、作業が東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染電離則」という。）で定める汚染土壌等取扱業務又は特定線量下業務に該当する場合は、除染電離則に従い作業員の被ばく低減に努めるとともに、退出者の汚染検査、作業員の健康診断等必要な措置を講じること。
- (3) 作業員に除染等業務又は特定線量下業務を行わせる場合は、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に基づいて、受注者は以下の全てに参加すること。参加状況を環境省担当官に報告すること。
 - 1) 放射線管理手帳の統一的運用

- 2) 線量の登録、経歴照会等の実施
- 3) 線量記録及び検診結果の引渡し

30 建築工事の施工管理

受注者は、建築工事においては、公共建築工事監理指針（建築・機械・電気）に基づき、工事（設置事前調査含む。以下この節において同じ。）の状況を詳細な調査写真等により、管理・記録・把握するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

31 建築工事の検査及び試験

- (1) 建築工事のすべての検査及び試験は、あらかじめ環境省担当官の承諾を得た公共建築工事標準仕様書（建築・機械・電気）等に準拠した検査（試験）要領書に基づいて行うこと。
- (2) 公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については検査及び試験を省略できる場合がある。

32 履行条件

本工事の履行条件を次のとおり規定する。

(1) 損害賠償

受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、全て受注者の負担により賠償するものとする。

受注者は、作業遂行中に事故、火災等が発生した場合は、消防署等の関係機関に連絡した上で、速やかに環境省担当官に報告するとともに、損害賠償責任その他一切の責を負ってその処理にあたるものとする。

(2) 遵守事項

業務の履行に当たっては関係法令を遵守すること。また、受注者は、環境省担当官が作業等に係わる特別な指示をした場合はこれに従うこと。

なお、業務実施の過程で、障害又は疑問が生じた場合は、速やかに環境省担当官と協議すること。

第5章 工事特記事項

33 年度別の施工範囲

平成 29 年度の施工範囲は、土間及び外構外工事のうち、敷地造成・地盤改良工に示す範囲とする。また、平成 30 年度の施工範囲は、平成 29 年度の施工範囲以外の範囲とする。

34 建設発生土の扱い

掘削・切土により発生する土砂及び発生残土は、事業用地内の盛土等に利用するものとする。土質条件が盛土等に適さない場合等については、受注者は監督職員と協議すること。やむを得ず建設発生土が発生する場合は、監督職員の指示に従うこと。

35 指定材料

- (1) 受注者は、アスファルト混合物を使用するときは、品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けること。ただし、事前審査制度の認定混合物を除く。
- (2) コンクリート副産物から再生された資材を利用を希望する場合は、工事着手前にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

36 建設副産物

- (1) 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得ること。
- (2) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示すること。
- (3) 受注者は、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。
- (4) 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出すること。
- (6) アスファルト舗装・コンクリート舗装の切断時に発生する泥水については、河川及び側溝等に排出せず、適切に処理すること。
- (7) 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出すること。

37 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物（コンクリート二次製品等）によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

38 概数発注

本工事のうち、土間及び外構外工事については、概数発注としている。よって、詳細設計後の数量と数量総括表の数量に差異が生じる場合は、設計変更の対象とすることがある。

第6章 その他

39 作業員への特殊勤務手当の支払い

本工事は作業環境の特殊性に鑑み、作業員への特殊勤務手当の支払い対象工事となる。その扱いについては、共通仕様書、並びに、「作業員への特殊勤務手当の支払いについて」によること。

40 工事報告

- (1) 受注者は、以下の工事書類等を作成し、工事完成時に環境省担当官に提出して検査を受けることとする。
 - なお、該当のない事項については記載しなくともよい。
 - 1) 施工計画書
 - 2) 工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告）
 - 3) 材料確認簿
 - 4) 段階確認簿
 - 5) 確認・立会願
 - 6) 工事履行報告書
 - 7) 出来形管理図表

- 8) 品質管理図表
 - 9) 施工体制台帳（施工体制台帳確認一覧表）及び施工体系図
 - 10) 品質証明書
 - 11) 工事写真
 - 12) 完成写真（着手前、完成後）
 - 13) 安全関係資料
 - 14) 産業廃棄物処理状況（マニフェストなど）
 - 15) 環境調査結果
 - 16) その他（工事完成図など監督職員が指示するもの）
- (2) 工事書類等の様式については以下のとおりとする。
- 1) 電子データを電子媒体（DVD-R）で2部提出するほか次のとおりとする。
 - ① 工事書類等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によるものとする。
 - ② 電子納品する最終成果物の出力（ファイル綴じ） 2部
 - 2) 成果物の提出の際は、電子データのウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (3) 工事書類等の提出先は、次のとおりとする。
- 福島県福島市栄町 11-25 AXC ビル 6階
福島地方環境事務所 減容化施設整備課

作業員への特殊勤務手当の支払いについて

- 1 受注者は、作業環境の特殊性に鑑み、以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該(1)、(2)又は(3)に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給しなければならない。ただし、本作業と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。
 - (1) 除染電離則に規定する除染等業務に該当する作業（セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の廃棄物の収集、運搬又は保管、セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の土壌等を取り扱う仮設処理施設の設置に係る土地の造成、掘削又は埋戻し等）であることを発注者が認めた作業
 - ・帰還困難区域において行われる作業：6,600円/日
 - ・居住制限区域において行われる作業：3,300円/日
 - (2) 電離則に規定する事故由来廃棄物等処分業務に該当する作業（セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の廃棄物の業務等）であることを発注者が認めた作業
 - ・帰還困難区域において行われる作業：6,600円/日
 - ・居住制限区域において行われる作業：3,300円/日
 - (3) 帰還困難区域又は居住制限区域で行われる作業（資材搬入等の自動車運転作業等であってこれらの区域に1月あたり40時間以上滞在することが見込まれないものを除き、(1)又は(2)に該当しないものに限る。）であることを発注者が認めた作業
人事院規則9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例）に定める災害応急作業等手当の額に準じた額
- 2 受注者は、本工事に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合には、受注者その他の者から当該作業の全部又は一部を請け負った者（以下「下請負人」という。）をして、前項(1)、(2)又は(3)に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該(1)、(2)又は(3)に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給させなければならない。
- 3 受注者は、本工事に係る作業員（受注者が本工事に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に係る作業員を含む。以下この条において同じ。）に係る労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面をいう。）に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう、必要な措置（受注者が本工事に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に対する周知その他の措置を含む。）を講じなければならない。
- 4 受注者は、本工事に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則として四半期毎に賃金台帳等の書類（受注者が本工事に係る作業の全部、又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人が作成したものを含む。次項において同じ。）で確認しなければならない。
- 5 受注者は、本工事に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、前項の確認終了後、速やかに、発注者が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、発注者に提示し、検査を受けなければならない。

(別添) 報告書の様式等について

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 206 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 207 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章：Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像：BMP 形式又は JPEG 形式
- ・図面：PDF 形式 (図面は、CAD データから直接データ変換した鮮明な図面を提出すること。原則として印刷物のスキャンは認めない。) なお、測量図面については DXF 又は SFC ファイルを添付すること。

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子媒体の提出方法

電子媒体の提出は以下のとおりとする。

(1) DVD-R のラベルに直接署名又は捺印を行う。

(2) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、別紙に定める様式（電子媒体納品書）に署名又は捺印の上、電子媒体と共に提出する。

工事名称：○○○○○○○工事 枚数/全体枚数
電子媒体の内容：報告書
平成○年○月

発注者署名欄	○	受注者署名欄
--------	---	--------

発注者：○○○○○○○○○○○○○
受注者：○○○○○○○株式会社

ウイルス対策ソフト名：○○○○ ウイルス定義：○○○○年○月○日 フォーマット形式：ISO9660(レベル1) チェック年月日：○○○○年○月○日
--

ラベルの記載例

4. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別紙)

電子媒体納品書

主任監督職員
殿

受注者 (住所)
(氏名)

(主任技術者等 氏名)

印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

工事名					
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考

備考

位置図



平成29年度から平成30年度までの
大熊町仮設灰保管施設設置工事

平面図

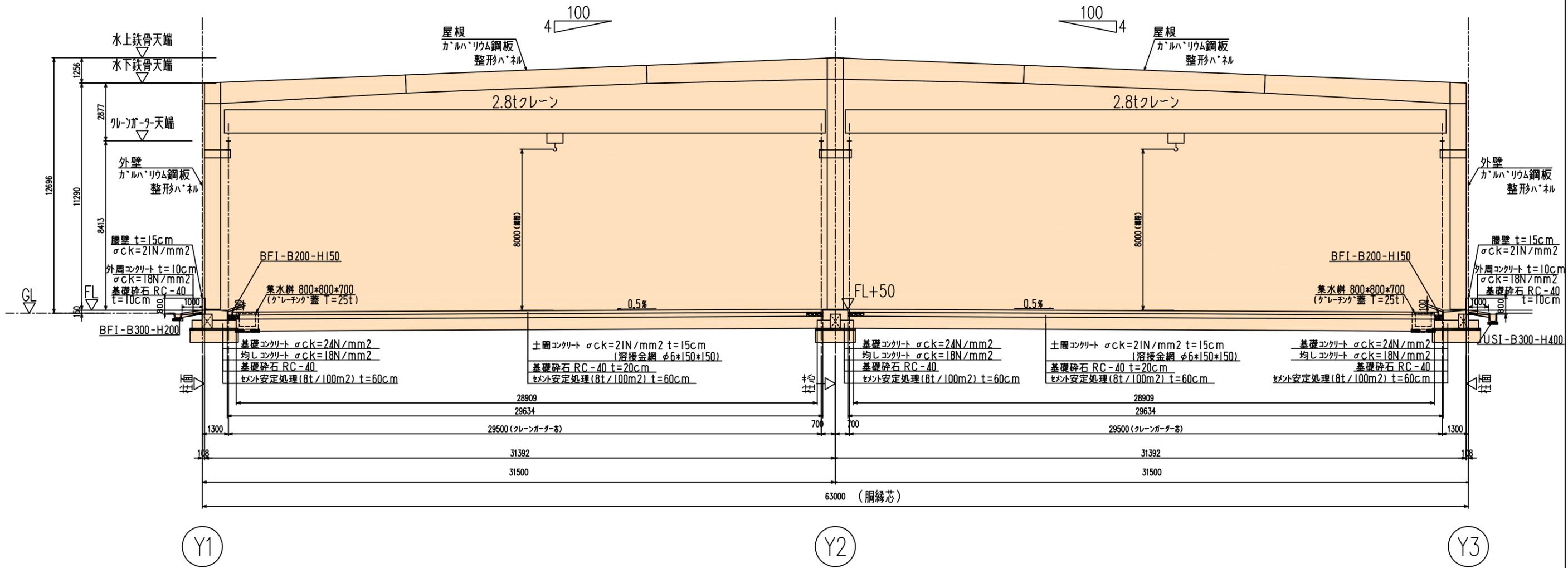
S=1:4000



施工箇所	福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平 地内	
工事名	平成29年度から平成30年度までの 大熊町仮設灰保管施設設置工事	
図名	位置図・平面図	
縮尺	図示	全7葉の内1
作成年月	平成 29 年 9 月	
環境省 福島地方環境事務所		

標準断面図

S= 1:100

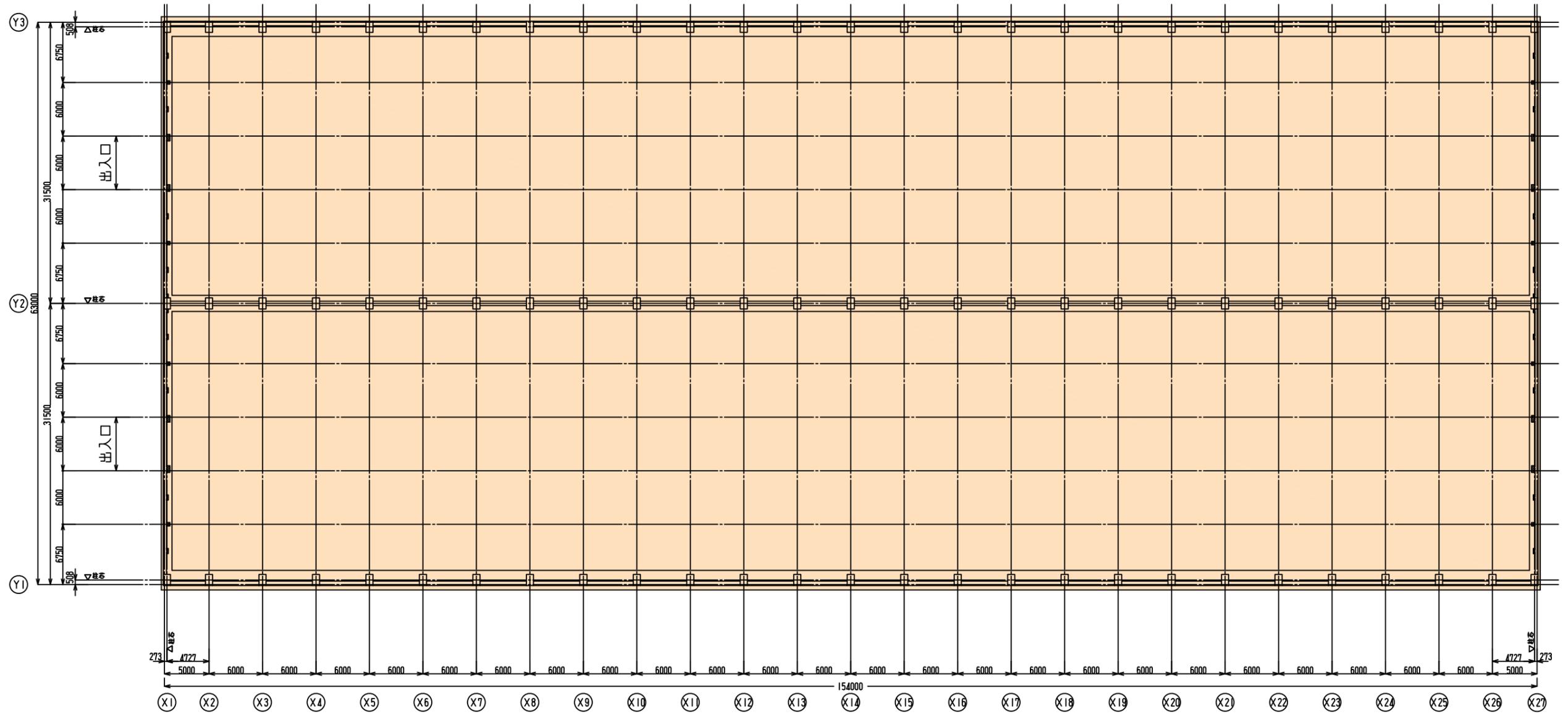


参考図

施工箇所	福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平 地内
工事名	平成29年度から平成30年度までの 大熊町仮設灰保管施設設置工事
図名	標準断面図
縮尺	図示 全7葉の内2
作成年月	平成29年9月
環境省 福島地方環境事務所	

基礎平面図

S= 1:250

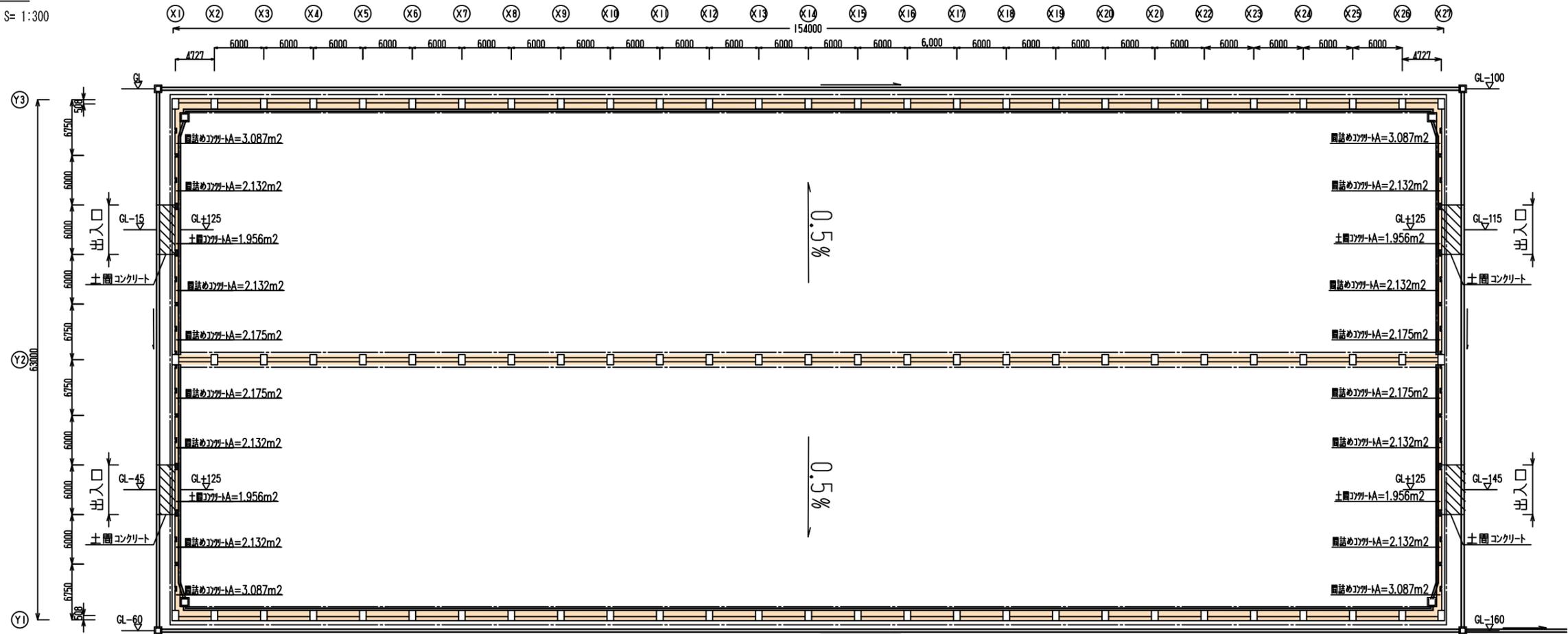


参考図

施工箇所	福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平 地内	
工事名	平成29年度から平成30年度までの 大熊町仮設灰保管施設設置工事	
図名	基礎平面図	
縮尺	図示	全7葉の内3
作成年月	平成 29 年 9 月	
環境省 福島地方環境事務所		

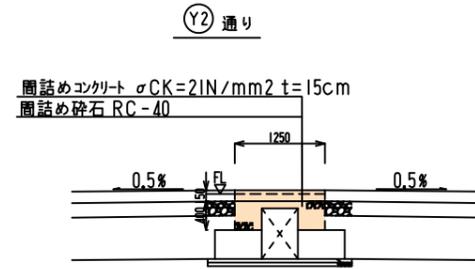
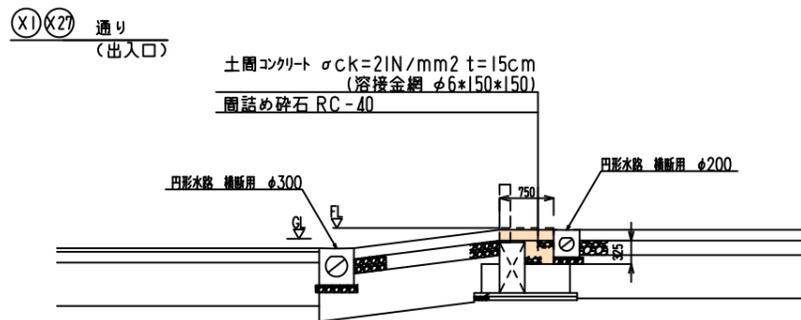
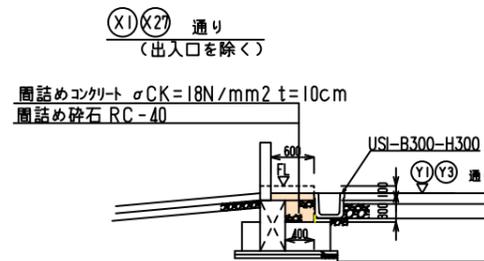
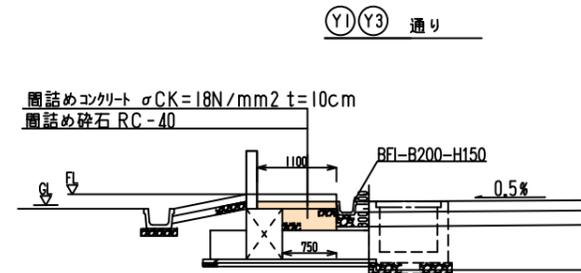
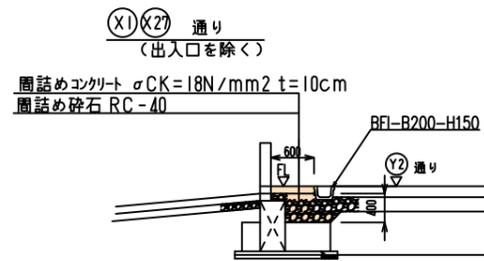
柱間間詰め平面図

S= 1:300



標準断面図

S= 1:50



参考図

施工箇所	福島県双葉郡大熊町小入野字東平 地内
工事名	平成29年度から平成30年度までの 大熊町仮設灰保管施設設置工事
図名	柱間間詰め平面図
縮尺	図示 全7葉の内4
作成年月	平成29年9月
環境省 福島地方環境事務所	

外構舗装平面図

S=1:300

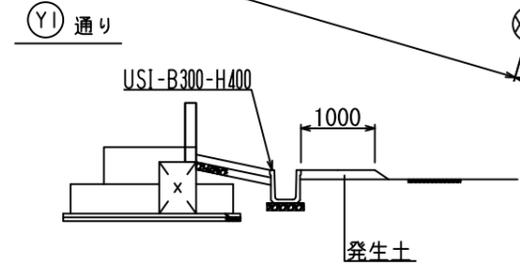
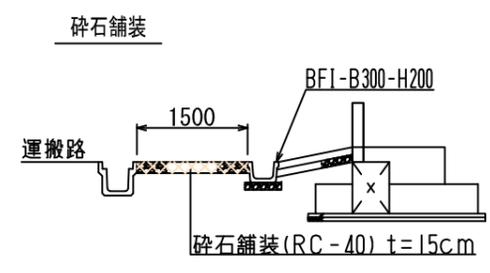
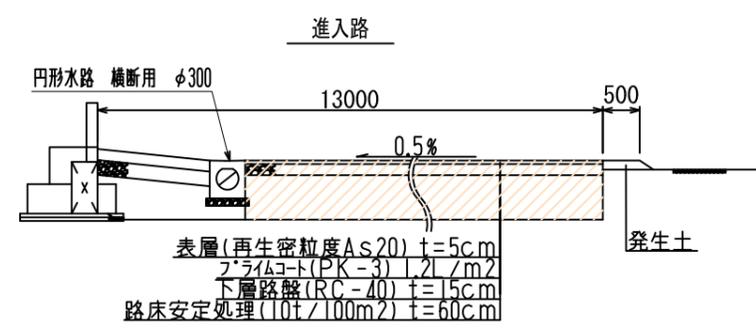
仮設灰保管施設

進入路
砕石舗装

平成29年度から平成30年度までの
大熊町仮設灰保管施設設置工事

標準断面図
S=1:100

参考図

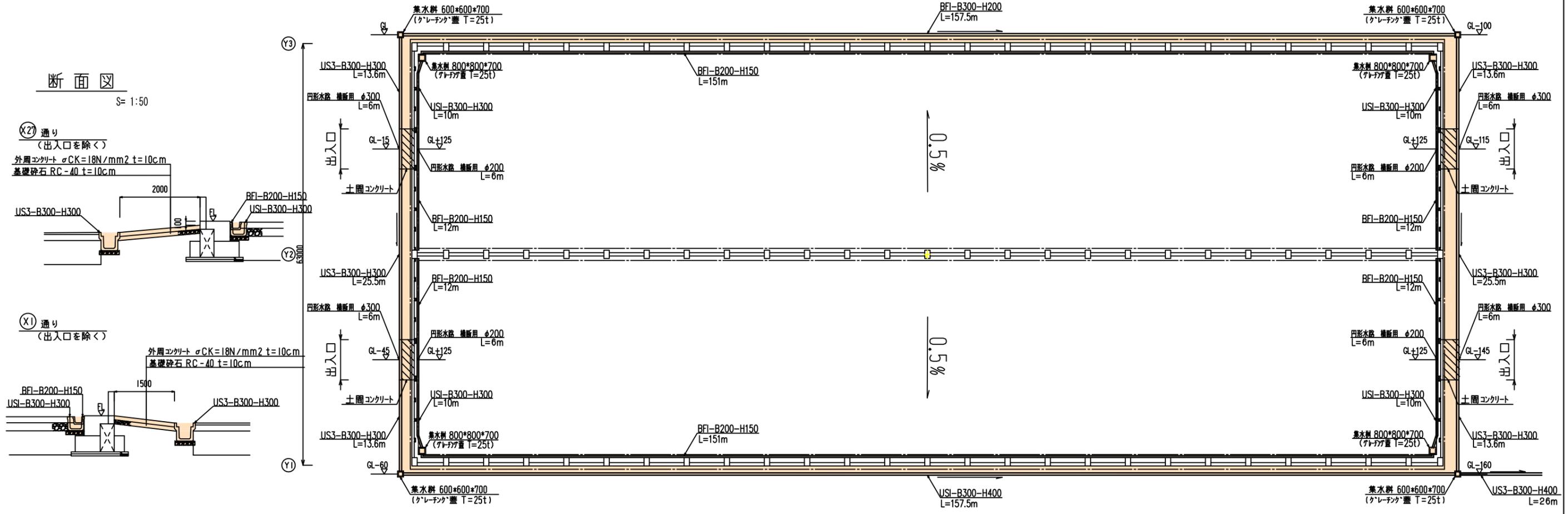


施工箇所	福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平 地内	
工事名	平成29年度から平成30年度までの 大熊町仮設灰保管施設設置工事	
図名	外構舗装平面図	
縮尺	図示	全7葉の内5
作成年月	平成29年9月	
環境省 福島地方環境事務所		

排水計画図

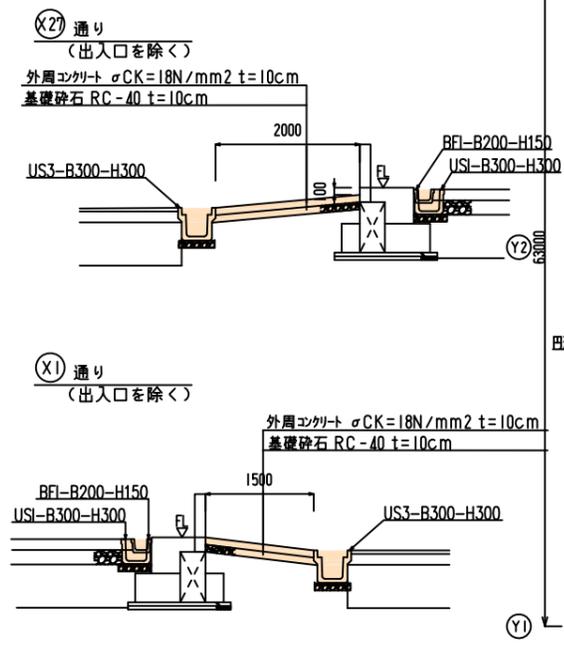
S= 1:300

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9 X10 X11 X12 X13 X14 X15 X16 X17 X18 X19 X20 X21 X22 X23 X24 X25 X26 X27



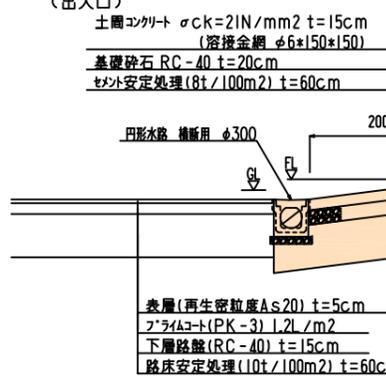
断面図

S= 1:50



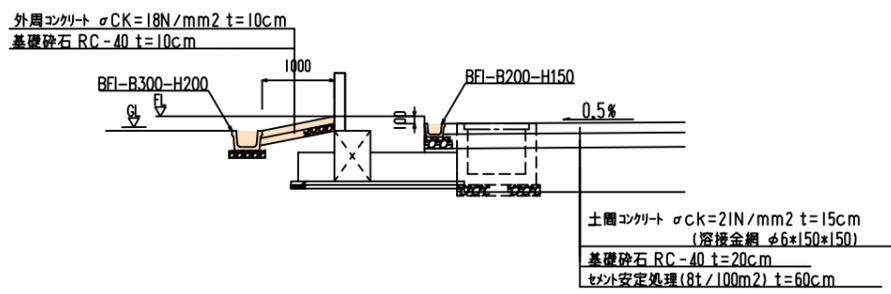
Y2 断面

(出入口)



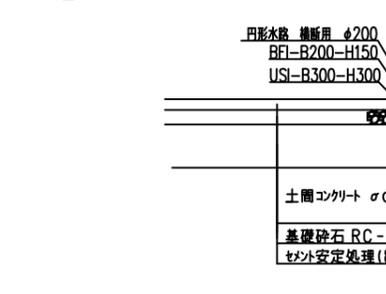
Y3 断面

(出入口)



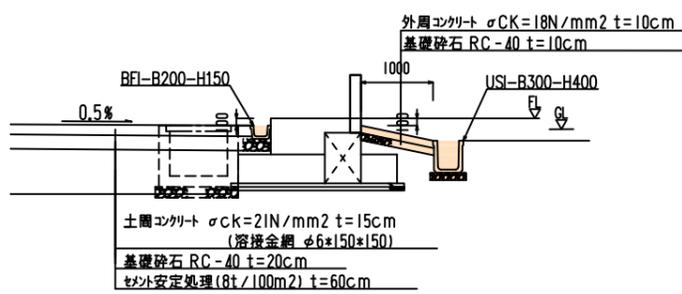
X1 断面

(出入口)



Y1 断面

(出入口)

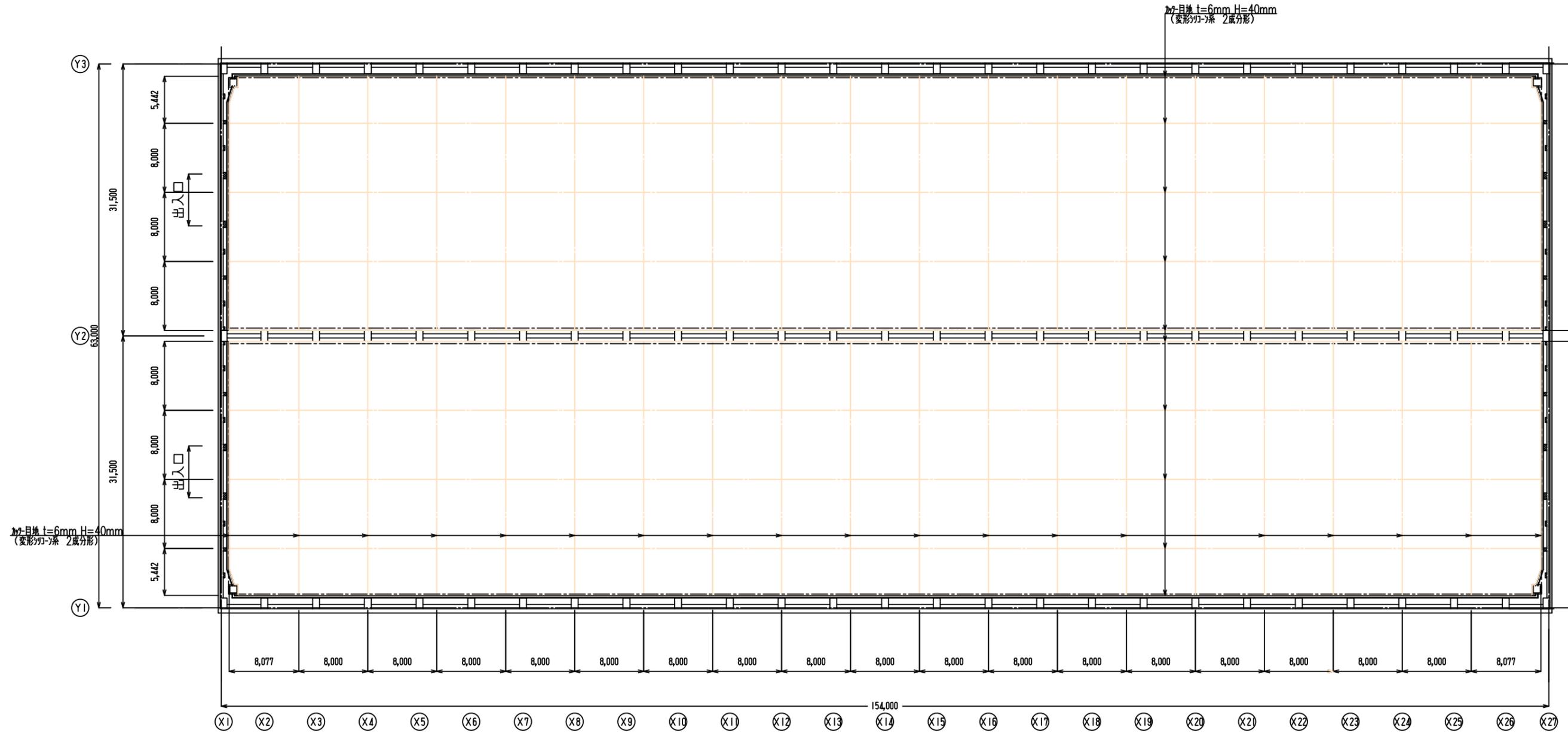


参考図

施工箇所	福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平 地内
工事名	平成29年度から平成30年度までの 大熊町仮設灰管施設設置工事
図名	排水計画図
縮尺	図示 全7葉の内6
作成年月	平成29年9月
環境省 福島地方環境事務所	

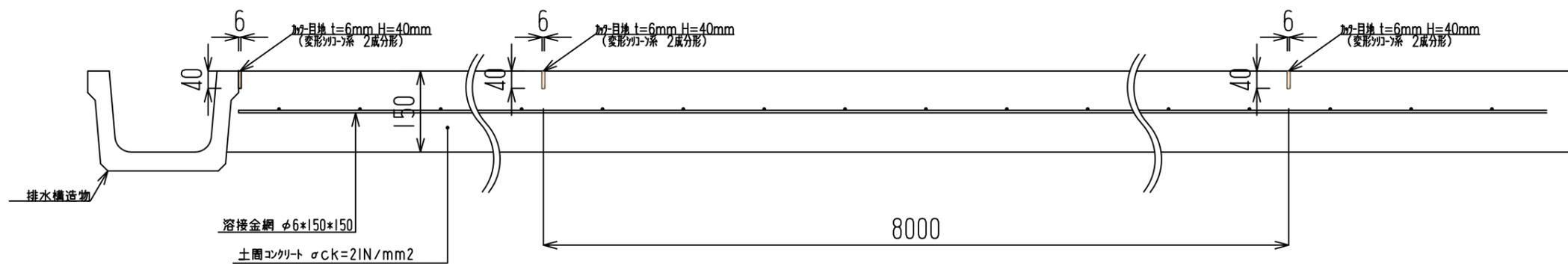
土間目地計画図

S= 1:250



詳細図

S= 1:5



参考図

施工箇所	福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平 地内	
工事名	平成29年度から平成30年度までの 大熊町仮設灰保管施設設置工事	
図名	土間目地計画図	
縮尺	図示	全7葉の内7
作成年月	平成29年9月	
環境省 福島地方環境事務所		

現場説明書

件名：平成 29 年度から平成 30 年度までの大熊町仮設灰保管施設設置工事

1. 共通事項

現場説明事項は、制約を受ける当該工事に関する施工条件を明示することによって工事の円滑な執行に資することを目的としており、当該契約においてやむを得ず施工方法等について仮指定せざるを得ないもの、又は変更が予想されるもの、あるいは制約される工事工程等について現場説明参加者が十分な見積りができるよう条件明示するものである。

そのため、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものである。

また、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき受注者と発注者とが協議できるものである。

2. 基本事項

本工事施工の前提となる基本事項の処理については以下のとおりとし、これら条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、受注者と発注者とが協議するものとする。また、積算にあたっては「平成 29 年度国土交通省土木工事積算基準」及び「環境省除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第 10 版：平成 29 年 4 月改訂版）」を基本とし、その他詳細を本現場説明書に示す。

(1) 用地関係

本工事に必要な用地の未取得の有無 無し 有り

(2) 除染状況

事業用地内の除染は完了している。

なお、周辺付近（森林部等）は未除染である。

3. 当初設計

(1) 仮設全般

商用電源（東北電力）は引き込まれていない。

水道用水は大熊町減容化処理施設内の井戸を利用できる。事前に大熊町減容化処理業務受注者との調整が必要である。飲用はできない。

大熊町減容化処理施設内の構内道路（砂利舗装）は利用できるが、事前に大熊町減容化処理業務受注者との調整が必要である。

現場事務所、資機材仮置場、作業員休憩所、トイレ等は大熊町減容化処理施設内に設置できることとするが、事前に環境省担当官と協議が必要である。

なお、本項に記載のものについて、計画の変更が生じても、原則として設計変更の対象としない。

(2) 建築工事について

建築工事（見積りにより積算する範囲。）については、発注者の責による仕様変更の場合についてのみ設計変更の対象とする。ただし、見積もられた範囲において、現場条件の変化等により施工ができなくなった場合、又は、施工量が減となる場合は、協議の上、設計変更の対象とすることがある。

本工事において、商用電源を接続する費用及び工事は、当初設計において計上していない。対策の必要が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(3) 土間及び外構外工事について

土間及び外構外工事については概数発注としている。工事測量等により数量の変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

排水構造物（業務敷地外への放流のための措置。）については、当初設計において計上していない。対策の必要が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(4) 建設発生土

建設発生土については、当初設計としては場内処分、0.3km の場内運搬を想定しているが、施工内容に変更が生じる場合は、設計変更の対象とする。

(5) 放射線防護に関する事項

除染電離則に基づく放射線防護に要する費用は、当初設計において計上していない。対策の必要が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(6) 交通安全に関する事項

当初設計において、交通誘導員は計上していない。関係機関との協議等により計画等に変更が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(7) 地域外（遠隔地）からの建設資材調達及び労働者確保に関する事項

営繕工事、土木外構工事ともに地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用について、支払い実績等による設計変更は予定しない。

営繕工事、土木外構工事ともに地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用について、支払い実績等による設計変更は予定しない。

大熊町減容化処理施設の建設・運用の労働者宿泊施設は利用できない。

(8) 除雪工事は当初設計において計上していない。必要がある場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(9) 仮置場等における日常のタイヤ洗浄及び使用機械の洗浄に要する費用は、当初設計において計上していない。対策の必要が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(10) 労務単価は「平成 29 年度環境省除染等工事設計労務単価」、「平成 29 年度国土交通省公共工事設計労務単価」を適用している。技術者単価は、「平成 29 年度国土交通省設計業務委託等技術者単価」を適用している。

ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く。）、バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く。）に限り運転時間 1 時間当たり損料に 100 分の 105 を乗じて補正している。

(11) 間接工事費の積算

建築工事の一般管理費等については、建築工事の率式を使用している。

土間及び外構外工事の間接工事費については、土木工事標準積算基準書の「河川・道路構造物工事」を率式を使用している。

(12) 土木請負工事における現場環境改善費は、当初設計において計上していない。必要が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(13) 「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について（平成 26 年 2 月 3 日付け国土交通省技建発第 3 号）」に基づく共通仮設費率、現場管理費率の補正については適用させている。

(14) 「下位単価表を含む金抜き設計書」について

土間及び外構外工事の「下位単価表を含む金抜き設計書」は添付のとおりである。この「下位単価表を含む金抜き設計書」は参考までに提示するものであり、契約書第 1 条にいう設計図書ではない。

(15) 現場状況図について

現場状況（平成 29 年 9 月撮影）を別添の現場状況図に示す。

工事費内訳書

平成29年度から平成30年度までの

工事名: 大熊町仮設灰保管施設設置工事
(土間及び外構外工事)

参考: 下位単価表を含む金抜き設計書(参考までに提示するものであり、
契約書第1条にいう設計図書ではない。)

金抜き設計書

環境省 福島地方環境事務所

平成29年度から平成30年度までの大熊町仮設灰保管施設設置工事(土間及び外構外工事)

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
【1】敷地造成・地盤改良工	式	1				
掘削工	式	1				
バックホリ掘削 土砂	m3	1,100			1号単価表	
残土処理工	式	1				
ダンプトラック運搬 土砂 L=0.3以下	m3	1,100			2号単価表	
残土受け入れ地での処理 土砂	m3	1,100			3号単価表	
作業土工 基礎床堀	式	1				
バックホリ床掘 土砂	m3	1,400			4号単価表	
セメント安定処理	式	1				
安定処理工 60cm以下 8t/100m2	m2	10,070			5号単価表	
技術管理費	式	1				
現場CBR試験	箇所	8			6号単価表	
【2】仮設灰保管施設D棟・土間工	式	1				
土間コンクリート	式	1				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
基礎砕石工 t=20cm 再生クラッシュ40 [〃] 0	m2	9,060			7号単価表	
溶接金網設置工 6.0*150*150mm	m2	8,968			8号単価表	
コンクリートポンプ車打設 21-15-25(20) 鉄筋コンクリート	m3	1,345			9号単価表	
土間カッター目地 舗装版切断	m	2,699			10号単価表	
土間カッター目地コーキング 6mm×40mm	m	2,699			11号単価表	
建物屋内側溝工	式	1				
U型側溝[市場単価] 据付け BF1-B200-H150-L2000 基礎砕石無	m	350			12号単価表	
U型側溝[市場単価] 据付け US1-B300-H300-L2000	m	40			13号単価表	
U型側溝[市場単価] 据付け 横断用径20cm L2000	m	24			14号単価表	
建物屋内集水樹工	式	1				
集水樹 据付 800*800*700 ゲレチック 蓋T-25	基	4			15号単価表	
【3】外構工(舗装工・外部排水工)	式	1				
掘削工 アスファルト舗装	式	1				
バックホウ掘削 土砂	m3	280			1号単価表	

2頁

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
路床安定処理	式	1				
安定処理工 60cm以下 10t/100m2	m2	1,400			16号単価表	
残土処理工	式	1				
ダンプトラック運搬 土砂 L=0.3以下	m3	280			2号単価表	
残土受入れ地での処理 土砂	m3	280			3号単価表	
アスファルト舗装工	式	1				
下層路盤工(車道) t=150mm 1層 再生クラッシュ 40 [〃] 0mm	m2	1,400			17号単価表	
As機械舗装・表層工 t=5cm 再生密粒As 密粒度20	m2	1,400			18号単価表	
砕石舗装 t=150mm 再生クラッシュ 40 [〃] 0mm	m2	230			19号単価表	
区画線設置 溶融式手動 実線15cm	m	160			20号単価表	
作業土工 排水構造物工	式	1				
バックホウ床掘 土砂	m3	300			4号単価表	
埋戻工D 最大幅W1<1m 標準	m3	210			21号単価表	
基面整正(床仕上)	m2	240			22号単価表	

3頁

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
ダンプトラック運搬 土砂 L=0.3以下	m3	70			2号単価表	
残土受入れ地での処理 土砂	m3	70			3号単価表	
側溝工	式	1				
U型側溝[市場単価] 据付け BF1-B300-H200-L2000	m	158			23号単価表	
U型側溝[市場単価] 据付け US1-B300-H400-L2000	m	158			24号単価表	
U型側溝[市場単価] 据付け US3-B300-H300-L2000	m	105			25号単価表	
U型側溝[市場単価] 据付け US3-B300-H400-L2000	m	26			26号単価表	
U型側溝[市場単価] 据付け 横断用径30cm L2000	m	24			27号単価表	
集水枳工	式	1				
集水枳 据付 600*600*700 グレーチング 蓋T-25	基	4			28号単価表	
外周コンクリート	式	1				
基礎砕石工 t=10cm 再生クワッシュン40`0	m2	490			29号単価表	
コンクリートポンプ車打設 18-15-25(20) 無筋コンクリート	m3	49			30号単価表	
技術管理費	式	1				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
現場CBR試験	箇所	2			6号単価表	
【4】特殊勤務手当	式	1				
特殊勤務手当 4時間以上	業務	1			31号単価表	
直接工事費						
共通仮設費計						
共通仮設費(率分)	式	1				
純工事費						
現場管理費	式	1				
工事原価						
一般管理費等計	式	1				
工事価格						

単価表

土砂

(第1号)

100 m3

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人	0.42				
軽油 小型ローリー・バトロール給油 2~4KL積載車	L	45.4				
バックホ[排出ガス対策型(第2次基準値)] クロー型・山積0.8 m3(平積0.6 m3)	供用日	0.61				
計	式	1				
1m3当り						

単価表

土砂 L=0.3以下

(第2号)

100 m3

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(一般)	人	0.65				
軽油 小型ローリー・バトロール給油 2~4KL積載車	L	49.4				
ダンプトラック オンロード・デイスセル・積載質量10t積級	供用日	0.81				
劣化損耗費及び補修費(供用1日当り) ダンプトラック10t・良好	供用日	0.81				
計	式	1				
1m3当り						

単価表

60cm以下 8t/100m2

(第5号)

100 m2

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.13				
普通作業員	人	0.38				
セメント系 一般軟弱土用 フロン	t	8				
バケツ(賃料) バケツ容量・山積0.45(平積0.35)m3・吊能力2.9t	日	0.13			32号単価表	
スクレーパー 路床改良用・処理幅2.0m・処理深0.6m	日	0.13			33号単価表	
ロータリー(未排対) 土工用・ブレード幅3.1m	日	0.13			34号単価表	
ローラ(排対1次) 普通型・質量8~20t	日	0.13			35号単価表	
計	式	1				
1m2当り						

単価表

(第6号)

1 箇所

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
現場CBR試験 舗装掘削補修費別途	箇所	1				
計	式	1				
1箇所当り						

単価表

t=20cm 再生クラッシュ40~0

(第7号)

100 m²

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.39				
特殊作業員	人	0.71				
普通作業員	人	1.87				
再生クラッシュ 40~0mm	m ³	24				
バッチ料(賃料) バケツ容量・山積0.8(平積0.6)m ³	日	0.65			36号単価表	
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m ² 当り						

単価表

6.0*150*150mm

(第8号)

100 m²

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	2				
溶接金網 丸鉄線 6.0×150×150mm	m ²	100				
計	式	1				
1m ² 当り						

単価表

21-15-25(20) 鉄筋コンクリート

(第9号)

10 m³

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.16				
特殊作業員	人	0.44				
普通作業員	人	0.6				
生コンクリート(普通) 21-15-25(20)	m ³	10.2				
生コンクリート 掃選困難区域割増	m ³	10.2				
コンクリートポンプ車 トラック架装・ブーム式・圧送能力90~110m ³ /h	時間	1.14			37号単価表	
養生工(一般養生) 鉄筋構造物	m ³	1			38号単価表	
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m ³ 当り						

単価表

(第10号)

100 m

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	0.67				
特殊作業員	人	0.67				
レキユーガクソリン スタンド	L	14				
コンクリートカッター パッキューム式・湿式・切削深20cm級・プレート径56cm	供用日	0.67				
コンクリートカッタープレート 径56cm(22インチ) 自走式切断機用	枚	0.61				
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m当り						

単価表

6mm×40mm

(第11号)

100 m

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
シーリング材 変成シリコン系 2成分形	L	5.5				
補足材 シーリング材	式	1				
防水工	人	2.85				
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m当り						

単価表

BF1-B200-H150-L2000 基礎砕石無

(第12号)

10 m

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
排水構造物工[手間のみ] U型側溝 L2000mm 1000kg/個以下	m	10				
鉄筋コンクリートベンチフレーム 1種 幅200mm×高150mm×長2000mm	本	5				
計	式	1				
1m当り						

単価表

800*800*700 グレチンク 蓋T-25

(第15号)

10 基

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.4				
特殊作業員	人	0.1				
普通作業員	人	0.6				
集水ます IX-A-a-800 800×800×700	個	10				
鋼製グレチンク 樹蓋落込鎖付 800×800用 T-25	組	10				
バックホウ(排対1次) クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)クレーン2.9t吊	時間	3.6			39号単価表	
雑工種(基礎砕石費)	式	1				
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1基当り						

単価表

60cm以下 10t/100m2

(第16号)

100 m2

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.13				
普通作業員	人	0.38				
セメント系 一般軟弱土用 フレコン	t	10				
バックホウ(賃料) バケット容量・山積0.45(平積0.35)m3・吊能力2.9t	日	0.13			32号単価表	
スピライヤ 路床改良用・処理幅2.0m・処理深0.6m	日	0.13			33号単価表	
モータグレダ(未排対) 土工用・ブレード幅3.1m	日	0.13			34号単価表	
タイヤローラ(排対1次) 普通型・質量8~20t	日	0.13			35号単価表	
計	式	1				
1m2当り						

下層路盤工(車道) t=150mm 1層

単価表

再生クワッシュン 40~0mm

(第17号)

100 m²

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	0.24				
再生クワッシュン 40~0mm	m ³	19.1				
ロータリー(排対1次) 土工用・プレート幅3.1m	日	0.09			40号単価表	
ロータリー(排対1次) マダム・質量10~12t・締固め幅2.1m	日	0.09			41号単価表	
ロータリー(排対1次) 普通型・質量8~20t	日	0.09			42号単価表	
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m ² 当り						

22頁

As機械舗装・表層工

単価表

t=5cm 再生密粒As 密粒度20

(第18号)

100 m²

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.04				
特殊作業員	人	0.13				
普通作業員	人	0.26				
再生アスファルト混合物 密粒度20	t	12.6				
アスファルト乳剤 PK3 プライムコート用	L	126				
アスファルトフィニッシュ(排対2次) ホイール型・舗装幅2.4~6.0m	日	0.04			43号単価表	
ロータリー(排対1次) マダム・質量10~12t・締固め幅2.1m	日	0.04			44号単価表	
ロータリー(排対1次) 普通型・質量8~20t	日	0.04			45号単価表	
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m ² 当り						

23頁

碎石舗装 t=150mm

単価表

再生クラッシュ 40~0mm

(第19号)

100 m²

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊作業員	人	0.41				
普通作業員	人	1				
再生クラッシュ 40~0mm	m ³	19.1				
振動ロー(賃料) コンバインド型3~4t	日	0.37			46号単価表	
小型ベック(賃料) バケット容量・山積0.11(平積0.08)m ³	日	0.37			47号単価表	
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m ² 当り						

区画線設置

単価表

溶融式手動 実線15cm

(第20号)

1 m

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
区画線工 区画線設置[材工共] 溶融式(手動) 実線・ゼブラ 15cm	m	1				
計	式	1				
1m当り						

単価表

標準

(第21号)

100 m³

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	4				
運転手(特殊)	人	0.96				
軽油 小型ローリーバトロー給油 2~4KL積載車	L	55.2				
バックホ[排出ガス対策型(第1次基準値)] クロー型・山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	時間	6				
クワ 締固め(60~80kg)	m ³	100			48号単価表	
計	式	1				
1m ³ 当り						

単価表

(第22号)

100 m²

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	2				
計	式	1				
1m ² 当り						

単価表

t=10cm 再生クワッシュン40~0

(第29号)

100 m²

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.39				
特殊作業員	人	0.71				
普通作業員	人	1.87				
再生クワッシュン 40~0mm	m ³	12				
バツホリ(賃料) バツホリ容量・山積0.8(平積0.6)m ³	日	0.65			36号単価表	
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m ² 当り						

単価表

18-15-25(20) 無筋コンクリート

(第30号)

10 m³

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.16				
特殊作業員	人	0.44				
普通作業員	人	0.6				
生コンクリート(普通) 18-15-25(20)	m ³	10.4				
生コンクリート 帰還困難区域割増	m ³	10.4				
コンクリートポンプ車 トラック架装・ブーム式・圧送能力90~110m ³ /h	時間	1.14			37号単価表	
養生工(一般養生) 無筋構造物	m ³	10			49号単価表	
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m ³ 当り						

特殊勤務手当

単価表

4時間以上

(第31号)

1 業務

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役 特殊勤務手当 4時間以上	人	76				
特殊作業員 特殊勤務手当 4時間以上	人	190				
普通作業員 特殊勤務手当 4時間以上	人	612				
運転手(特殊) 特殊勤務手当 4時間以上	人	174				
運転手(一般) 特殊勤務手当 4時間以上	人	10				
防水工 特殊勤務手当 4時間以上	人	77				
技師(B) 特殊勤務手当 4時間以上	人	6				
計	式	1				
1業務当り						

36頁

パッカ材(賃料)

単価表

パケット容量・山積0.45(平積0.35)m³・吊能力2.9t

(第32号)

1 日

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人	1				
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	L	48				
パッカ材・クローラ型クレーン付(賃貸)(長期割引あり) パケット容量・山積0.45(平積0.35)m ³ ・吊能力2.9t	台/日	1.56				
計	式	1				
1日当り						

37頁

単価表

路床改良用・処理幅2.0m・処理深0.6m

(第33号)

1日

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人	1				
軽油 小型ローリー・バトロール給油 2~4KL積載車	L	113				
ｽﾀﾋﾞﾗｲｽﾞ 路床改良用・処理幅2.0m・処理深0.6m	供用日	1.68				
計	式	1				
1日当り						

単価表

土工用・ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m

(第34号)

1日

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人	1				
軽油 小型ローリー・バトロール給油 2~4KL積載車	L	39				
ﾓｰﾀﾞｸﾞﾚｰﾀﾞ 土工用・ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	供用日	1.85				
計	式	1				
1日当り						

タイヤロー(排対1次)

単価表

普通型・質量8~20t

(第35号)

1日

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人	0.9				
軽油 小型ローリー・バトロ給油 2~4KL積載車	L	26				
タイヤロー[排出ガス対策型(第1次基準値)] 普通型・質量8~20t	供用日	1.8				
計	式	1				
1日当り						

バックホ(賃料)

単価表

バック容量・山積0.8(平積0.6)m3

(第36号)

1日

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人	0.58				
軽油 小型ローリー・バトロ給油 2~4KL積載車	L	41				
バックホ・クロー型(賃貸)(長期割引あり) バック容量・山積0.8(平積0.6)m3	台/日	0.79				
計	式	1				
1日当り						

ポトロー(排対1次)

単価表

マカダム・質量10~12t・締固め幅2.1m

(第41号)

1日

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人	1				
軽油 小型ポトロー給油 2~4KL積載車	L	30				
ポトロー[排出ガス対策型(第1次基準値)] マカダム・質量10~12t・締固め幅2.1m	供用日	1.47				
計	式	1				
1日当り						

タイヤロー(排対1次)

単価表

普通型・質量8~20t

(第42号)

1日

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人	1				
軽油 小型ポトロー給油 2~4KL積載車	L	36				
タイヤロー[排出ガス対策型(第1次基準値)] 普通型・質量8~20t	供用日	1.49				
計	式	1				
1日当り						

単価表

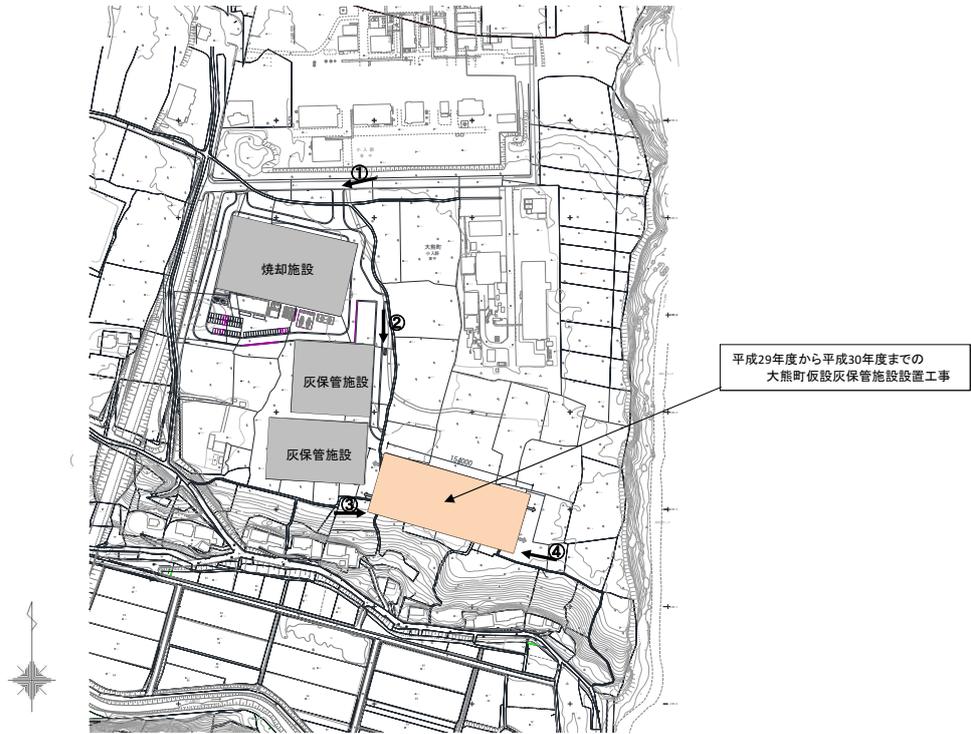
無筋構造物

(第49号)

10 m³

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	0.33				
諸雑費	式	1				
計	式	1				
1m ³ 当り						

現場状況図



①



②



③



④



現場状況(平成29年9月撮影)

工事費内訳書

工事名 : 平成29年度から平成30年度までの
大熊町仮設灰保管施設設置工事

金抜き設計書

環境省 福島地方環境事務所

総 括 表

総 括 表	(業務名) 平成29年度から平成30年度までの大熊町仮設灰保管施設設置工事					事業区分	
						工事区分	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	適 用	
大熊町仮設灰保管施設設置工事							
仮設灰保管施設設置工事		式	1				
建築工事							
①		式	1				
土間及び外構外工事							
②		式	1				
業務委託価格							
消費税相当額		%	8				
業務費計							

工事費内訳書

平成29年度から平成30年度までの

工事名:

大熊町仮設灰保管施設設置工事
(建築工事)

金抜き設計書

環境省 福島地方環境事務所

①

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
【1】仮設灰保管施設D棟・上屋工	式	1				
直接仮設	式	1				
建物本体	式	1				
出入口工(保管物出入口)	基	4				
出入口工(人用・非常口)	基	8				
【2】仮設灰保管施設D棟・基礎工	式	1				
作業土工	式	1				
基礎コンクリート工	式	1				
腰壁工	式	1				
柱間間詰めコンクリート工	式	1				
【3】天井走行クレーン	式	1				
天井走行クレーン設置工	基	2				
【4】換気装置	式	1				
HEPAフィルタ付換気装置設置工	式	1				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
【5】電気設備工事	式	1				
受電設備工	式	1				
照明設備工	式	1				
非常灯設備工	式	1				
消火設備設置工	式	1				
配線工	式	1				
【6】設計費	式	1				
設計費(諸経費含)	式	1				
【7】特殊勤務手当	式	1				
特殊勤務手当 4時間以上	式	1				
直接工事費						
共通仮設費計						
共通仮設費(率分)	式	1				
純工事費						

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
現場管理費計						
現場管理費(率分)	式	1				
工事原価						
一般管理費等計						
一般管理費等	式	1				
工事価格						

工事費内訳書

平成29年度から平成30年度までの

工事名: 大熊町仮設灰保管施設設置工事
(土間及び外構外工事)

金抜き設計書

環境省 福島地方環境事務所

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
【1】敷地造成・地盤改良工	式	1				
掘削工	式	1				
バックホ掘削 土砂	m3	1,100				
残土処理工	式	1				
ダンプトラック運搬 土砂 L=0.3以下	m3	1,100				
残土受入れ地での処理 土砂	m3	1,100				
作業土工 基礎床掘	式	1				
バックホ床掘 土砂	m3	1,400				
セメント安定処理	式	1				
安定処理工 60cm以下 8t/100m2	m2	10,070				
技術管理費	式	1				
現場CBR試験	箇所	8				
【2】仮設灰保管施設D棟・土間工	式	1				
土間コンクリート	式	1				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
基礎砕石工 t=20cm 再生クラッシュラン40~0	m2	9,060				
溶接金網設置工 6.0*150*150mm	m2	8,968				
コンクリートポンプ車打設 21-15-25(20) 鉄筋コンクリート	m3	1,345				
土間カッター目地 舗装版切断	m	2,699				
土間カッター目地コーキング 6mm×40mm	m	2,699				
建物屋内側溝工	式	1				
U型側溝[市場単価] 据付け BF1-B200-H150-L2000 基礎砕石無	m	350				
U型側溝[市場単価] 据付け US1-B300-H300-L2000	m	40				
U型側溝[市場単価] 据付け 横断用径20cm L2000	m	24				
建物屋内集水枳工	式	1				
集水枳 据付 800*800*700 グレーチング蓋T-25	基	4				
【3】外構工(舗装工・外部排水工)	式	1				
掘削工 アスファルト舗装	式	1				
バックホ掘削 土砂	m3	280				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
路床安定処理	式	1				
安定処理工 60cm以下 10t/100m ²	m ²	1,400				
残土処理工	式	1				
ダンプトラック運搬 土砂 L=0.3以下	m ³	280				
残土受入れ地での処理 土砂	m ³	280				
アスファルト舗装工	式	1				
下層路盤工(車道) t=150mm 1層 再生クラッシュヤーン 40~0mm	m ²	1,400				
As機械舗装・表層工 t=5cm 再生密粒As 密粒度20	m ²	1,400				
碎石舗装 t=150mm 再生クラッシュヤーン 40~0mm	m ²	230				
区画線設置 溶融式手動 実線15cm	m	160				
作業土工 排水構造物工	式	1				
バックホウ床掘 土砂	m ³	300				
埋戻工D 最大幅W1<1m 標準	m ³	210				
基面整正(床仕上)	m ²	240				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
ダンプトラック運搬 土砂 L=0.3以下	m3	70				
残土受入れ地での処理 土砂	m3	70				
側溝工	式	1				
U型側溝[市場単価] 据付け BF1-B300-H200-L2000	m	158				
U型側溝[市場単価] 据付け US1-B300-H400-L2000	m	158				
U型側溝[市場単価] 据付け US3-B300-H300-L2000	m	105				
U型側溝[市場単価] 据付け US3-B300-H400-L2000	m	26				
U型側溝[市場単価] 据付け 横断用径30cm L2000	m	24				
集水樹工	式	1				
集水樹 据付 600*600*700 グレーチング蓋T-25	基	4				
外周コンクリート	式	1				
基礎碎石工 t=10cm 再生クラッシュ70~0	m2	490				
コンクリートポンプ車打設 18-15-25(20) 無筋コンクリート	m3	49				
技術管理費	式	1				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
現場CBR試験	箇所	2				
【4】特殊勤務手当	式	1				
特殊勤務手当 4時間以上	業務	1				
直接工事費						
共通仮設費計						
共通仮設費(率分)	式	1				
純工事費						
現場管理費	式	1				
工事原価						
一般管理費等計	式	1				
工事価格						

業務経費内訳書

(業務名) 平成29年度から平成30年度までの大熊町仮設灰保管施設設置工事

名称	単位	数量	単価	金額 (間接費の相当額を含む)	年度別内訳				備考
					平成29年度		平成30年度		
					数量	金額	数量	金額	
建築物工事①									
【1】仮設灰保管施設D棟・上屋工	式	1	-		-	-			
【2】仮設灰保管施設D棟・基礎工	式	1	-		-	-			
【3】天井走行クレーン	式	1	-		-	-			
【4】換気装置	式	1	-		-	-			
【5】電気設備工事	式	1	-		-	-			
【6】設計費	式	1	-		-	-			
【7】特殊勤務手当	式	1	-		-	-			
建築物工事 小計					-	-			
土間及び外構外工事②									
【1】敷地造成・地盤改良工	式	1	-				-	-	
【2】仮設灰保管施設D棟・土間工	式	1	-		-	-			
【3】外構工(舗装工・外部排水工)	式	1	-		-	-			
【4】特殊勤務手当	式	1	-						
土間及び外構外工事 小計									
合 計									

注) 金額は、直接費に間接費の相当額を含めた金額を記載すること。間接費の相当額とは、間接費を直接費の比率により割り振るものとする。
消費税及び地方消費税を含めずに記載すること。
合計金額と工事価格を整合させること。